

大蔵委員会議録 第七十八号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君

理事 三宅 則義君 理事 松尾トシ子君

有田 二郎君 奥村又十郎君

高間 松吉君 吉米地英俊君

宮崎 靖君 武藤 嘉一君

高田 富之君 深澤 義守君

久保田鶴松君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局長) 河野 一之君

大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君

大蔵事務官(主計局長) 石田 正君

大蔵事務官(主計局長) 紀男君

大蔵事務官(主計局長) 宮川新一郎君

大蔵事務官(主計局長) 横山 正臣君

大蔵事務官(主計局長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局長) 黒田 久太君

五月二十七日

煙火類に対する物品税撤廃の請願

(小川原政信君紹介)(第三三五二号)

二戸税務署存置に関する請願(山本

猛夫君紹介)(第三三五三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国際通貨基金及び国際復興開発銀行

(の加盟に伴う措置に関する法律案

(内閣提出第一九〇号)

接収貴金屬等の数量等の報告に關す

る法律案(内閣提出第二二二号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

本日はまず国際通貨基金及び国際復

興開発銀行への加盟に伴う措置に關す

る法律案を議題として、質疑を続行い

たします。質疑は通告順によつてこれ

を許します。宮崎靖君。

○宮崎委員 前会に引続いて、国際通

貨基金及び国際復興開発銀行、この問

題につきまして質疑をいたしたいので

あります。事務的な疑問は数々あるの

であります。これはあとから何うこ

とにいたします。

まず基本的な問題につきまして、昨

日も希望を申し述べておきましたよう

に、どうもまだはつきりしないのであ

ります。基金及び銀行に対する出資払

込みの方法と、予算措置並びに財政法

との関係につきまして、これまでたび

たび断片的に質疑を行つて来たわけ

であります。きょうはこの法案の成立を

急がねばならないという事態に即応す

るために、全般的にかつ具体的に、審

議を終るといふ目標のもとに、お尋ね

をしておきたいと思つております。

基金及び銀行に対する出資払込み方法

が、基金に對しましては金及び本邦通

貨で、銀行に對しては金またはドルそ

の他の外国通貨及び本邦通貨で払い込

むことは、この法案の第三條に規定し

ておるところであります。さらに第

四條では基金に出資する金の一部とし

て、日本銀行所有の金地金を充てるこ

と、第五條では基金及び銀行に出資す

る本邦通貨のかわりに、その一部を国

債で出資することを規定してあるので

あります。以上は法案に規定されてい

る出資払込み方法の要点であります

が、それを具体的に数字的に検討して

みると、私の計算では、基金及び銀行

万に對する分を合計して、第一に、金

またはドルによる払込みは六千七百五

十ドル、円に換算いたしまして二百四十

三億円、第二に、円貨現金による払込

みは三百四十五万ドル、円にして十二

億四千二百万円、第三番目が国債によ

る払込みは二億二千九百五十万ドル、円

にして八百二十四億五千八百万円、第四番

目が、銀行よりの払込み請求があつた

ときに、金、ドルまたは外国通貨によ

つて払い込むものは二億ドル、円にし

て七百二十億円となるようでありま

す。

第一の問題点は、金またはドルによ

る払込み二百四十三億円、円現金によ

る払込み十二億四千二百万円、合計二

百五十五億四千二百万円の予算措置に

ついて、第一に疑問になるわけであり

ます。すなわちこの予算措置として

は、二十六年度補正予算で二百億円が

計上されているのにすぎないから、予

算上の不足額五十五億四千二百万円に

ついては、新たに予算措置を講ぜられ

るか、あるいは予算措置を要しないよ

うな措置がとられなければならないこ

とになります。この新たな予算措置を

要しないような措置が、この法案の第

四條に規定されているわけでありま

す。従いまして、この根拠規定はど

こにあるのか明らかにしていただきた

いのであります。

第三の問題点は、国債による払込み

についてであります。この場合の国

債の発行は、先般申しました財政法第

五條の但書に記されている、特別の事

由の場合に相当する場合であるかのよ

うな答弁であつたが、財政法第五條の

但書は日銀引受の場合を前提としてい

るのであります。この法案の第七條

で規定しているところの、政府はこの

国債の償還財源が不足の場合には、日

銀にその国債の買取りを命ずることが

できるという点についても、関連性が

あるのでありますけれども、全体とし

てはこの国債発行は、国が債務を負担

する行為という憲法第八十五條の規定

によつて、国会の議決に基かなければ

ならないこととなります。この法案の

第五條の二項で、必要な額を限度とし

て国債を発行することができると規定

しておりますが、この法案が成立すれ

ば、これによつて国会の議決を経たこ

とになるものとして解釈されておるの

かどうか。

第二の問題は、円貨現金による払込

みについてであります。このような

払込みの必要であるとは常識的に私は

聞いたのであります。私の聞いた範

圍において計算してみますと、その金

額の推定は先ほど申し上げたように出

て参つたわけでありまして。これは私の

見方が悪いのかもしませんが、実は

国際通貨基金協定におきまして、その

第四の問題点は、銀行から払込みの請求があつた場合に、金、ドルまたは外国通貨による払込みについてであります。これは銀行に加入することによつて、国がこのような債務を負担することになるものでありますから、前に問題にいたしました憲法第八十五条によつて、やはり国会の議決を要すると私は考えるのであります。これはこの法案に入つておりませんが、別途提出されてゐる基金及び銀行への加入について承認を求むるの件は議決によつて、その目的が達せられるとお考えになつておられるのであります。どうか。

以上の四点につきまして数字的に、具体的に御当局より御明答をいただきたいのであります。

○石田政府委員 今四点の御質問がございまして、その中で主計局長から答弁していただきました方がいい点につきまして譲りまして、私の方でこの法案を準備いたしました点に関連いたします点だけ、先へ答弁させていただきます。

第一点でございますが、この金、ドルの部分についてどういふ具体的な数字になるのかというお尋ねでございます。これは先般内容説明をいたしました場合にもちよつと申し上げたと思ひますが、金または米ドルで出資を要する六千七百五十万ドルの中から、百八十億圓に相当する五千万ドルを差し引きまして、残りが千七百五十万ドルになるわけでありまして、この千七百五十万ドルに相当する金、これは純分です。申しますと、十五トン六百キログラムというに相なりますが、それだけ日本銀行から借り入れた。その場合におけ

る日本銀行の帳簿価額は何ほどであるかと申しますと、これは帳簿価額の方で申しますと、五千四百万円に相当するのでございます。そうしますと、これは第二点と関連するわけでありまして、現金払いの部分でございます。この現金払いの部分の基金に對しましては十億八千万圓、それから銀行に對しましては一億六千二百萬圓という数字になりまして、これは先ほど宮崎先生の方から御指摘のあつた数字でございます。今申し上げましたようなくらいに、百八十億圓と五千四百萬圓と、それから今申します現金出資の分を合せまして、これを二百億圓から差し引きまして、約七億四百萬圓の残が出るわけでありまして、この現金をもちまして、金地金を輸送いたしました。あるいは改鑄いたしますような諸般の経費に充當いたしたい、こういう考え方をいふわけでありまして。

それから第二点の問題でございますが、今申しました点に関連いたしまして、現金払込みというところは協定の本文にないではないか、一体どこに根拠があるかというお尋ねだと思ひますが、この点につきましては、日本の法令であります。この点につきましては、この協定と申しますのは、日本の法令であります。と、法律に相当するものであります。そのまた細則といたしまして、政令とかあるいは省令とかいふものに相当するものが、国際通貨基金にもあるわけでありまして、国際通貨基金におきまして、また国際復興開発銀行におきまして、それ／＼レギュレーションといふものを出してあります。その中に一〇云々といふものを現金でもらう、こういう規定がございまして、それによつたものであります。

し、なおこの問題につきましては、大體の金額を算定する上におきまして、基金當局の方と大體打合せをいたしまして、現金払いとしてどのくらい要求されるかという一応の下交渉——交渉と申しますと語弊があるかと思ひますが、下打合せの意向を照會いたしまして、その現金をはじいてゐるという状況でございます。なおそのほかの分につきましては、これは主計局長より御答弁願ひの適當かと思ひますので、その願ひたいと思ひます。

○河野（一）政府委員 お答え申し上げます。国が債務負担するににつきましては、国会の議決を要することは憲法の規定する通りでございます。この国際通貨基金に國債でもつて出資することにつきましては、國庫債務負担行為という形式もありませんし、また法律の形式、いずれでもよろしいのであります。ここに提出してあります法律によりますが、ここに提出してあります法律によりまして、必要な額を限度として國債を発行することができ。五條の二項の規定によりまして議決をお願いいたしておるわけでございます。

それから財政法第五條と、この國債の日本銀行買取りとの関係でございますが、宮崎さんのおつしやることはまさに、こもつたことであるのでございます。が、やり方といたしましては、財政法第五條の規定によりまして、日銀引受の公債を発行して、その引受の公債発行について国会の議決を願ひたいもの、一つの行き方であらうかと存じます。ただこのいふふうにはいたしません。この國債の償還要求につきましては、性質上前もつて時期、金額等が明らかでございせん。

それから基金から要求がありますと、二十四時間というきつめて短時間の中に、償還を行わなければならぬことになつてゐるのであります。従いましてその額自体もさうでありますし、もしもさういふことにいたしますと、それだけの歳出を常にとつておかなければならぬということになります。このので、さういふような便宜の手段を講じたのであります。従いましてこれは一旦発行いたしました國債を、日本銀行に買取りを命ずるわけでありまして、日銀の引受の公債を発行するのと形式的には多少違ひます。従いまして表向きは財政法第五條には抵触しない。くつにはありませんが、趣旨はまつた。く同じでありますので、特にさういふ規定を置かしまして、日本銀行に買取りを命ずる。従つてそれについて財政法第五條但書の精神と同じ意味において国会の御議決を願ひたい、さういふ意味で第七條を規定いたしておるわけでございます。御了承をお願いいたしたいと思ひます。

未払いに對する債務の負担行為については、これは第二條によりまして出資することができるといふことで、国会の御議決を願つておるわけでございます。

○宮崎委員 そうすると外務委員の方には付託になつています承認案件によつて、憲法第八十五條によりまして債務負担行為の承認を得たものと解釈される、さういふ意味になりますか。

○河野（一）政府委員 ちよつとおつしやいました意味はかりかねたのでございしますが、この出資することができ出資自体は、一つの債務を負うわけでございます。従いまして憲法八十五

條によりまして国会の議決を要するわけでありまして、それは國庫債務負担でもよろしいわけでございます。法律の規定でもいゝわけでございます。私もさういふことは、第二條の規定によりまして、この金額の範圍内において出資することができるということ、この法律本文において国会の御議決をお願いしております、さういふふうには解しております。

○宮崎委員 ただいま質問いたしましたのは、従来の断片的質問を整理したものでございまして、それ／＼の条項について私の感ずるところにおきましては、一応現在の情勢をいたしまして、この立案の妥当性を認めなければならぬであらうと思ひます。が、ただ他の法律的な解釈と並べまして、常識論として考えますと、一つの矛盾があるものであります。そこでもさういふ点におきまして、あるいは国会の外、あるいは国会の内等におきまして、それ／＼批判もあらうかと思ひます。その誤解を明らかにする意味におきまして、さらにこの四点に相互関連いたしまして、最終的な質問をいたしたいと思ひます。

それは何かといふと、大體大蔵大臣が昨年の臨時国会のときの補正予算、あるいは二十七年度の予算審議會等にあたりまして、常に国際通貨基金に加入の必要性を強調せられ、出資額はなるべく多い方がいい、二億五千万ドルでは足りない、三億ドルにせよといふのだ、さういふ意見をしばしば述べられておつたのであります。私も直接このことを伺ひましたのであります。さうして、ただいま石田理財局長の御説明を数字的に伺ひまして、結局予算の二百億と見合います現送費

が約七億円を見合ひまして計算しますと、百九十九億九千四百万円というところ、二百億で間に合うという一補正予算の手續をとり、予算措置が講ぜられるという説明が納得できたわけでありました。そういたしますと、この数字を考へてみますと、この方法というものは二百億という予算に押されて、そうして行政措置が講ぜられて来たものという解釈、従つても三億ドルでなければ不満であつて、加入を断わろうじやないかという大蔵大臣の言葉は、失礼ですが、見通しとしては一つの誤謬ではなかつたかということになる。こうして二億五千万ドルになりまして、日銀から十五トン六百キロという金を、帳簿価額五千四百万円で購入すれば、その残金でまたつて行こうというきゆうくつな措置をしながら、もし三億になつたらどうなるつもりであつたか。いわゆる可能と不可能の見境もなくして、いたずらに国際通貨基金に加入できるという一つの希望と欲望によりまして言われたという誤解を、私は生ずるのではないかと思います。そこでもしそういう錯覚がありといたしますならば、この法律案が審議せられる際に、基金及び銀行に加入した段階におきまして、この実情をはつきりいたしまして、従来起つておりました誤解を解かれた方がよろしいのではないかと。そこでこれは局長さん方にお尋ねして、御答弁をいただくことは不適當だろふと思ひますので、きようは答弁をいただかなくてもつけこうであります。適當の時期に大蔵大臣から発言を求められまして、この問題をひとつ釈明いたしていただきたいと思ひます。どう

善意に考へても、私があえて参議院的な感覺をもつて言うのではありませんが、二百億の予算に押されまして、あとから措置を考へたものであつて、従つてきゆうくつな行政措置によつて、解決しなければならぬ問題であつた。もう考へて参りますと、二億五千万ドルという出資が限度であつたとしか考へられない。三億ドルになつたらさらに困つて来るのだ。こういうことでありまして、困るものを見境なしに三億ドルを希望するといふのはどうか、というのが私の意見であります。もちろん法案とは直接關係はありませんが、とかくこういう誤解も出て参るであらうと思ひます。この点は適當の機会におきまして簡単にだけつこうでありますから、大蔵大臣から一言御釈明いたしていただきたいと思ひます。

次に基金から外国通貨を買い入れ得る限度について、若干お伺ひしてみたいと思ひます。基金協定の第五条三項の(a)の(ii)であります。基金から外国通貨を買い入れ得る限度がきめられてあります。この条項は基金加盟の利点として最も肝要な条項であります。またきわめてわかりにくい言ひまわしでありますので、一応日本の場合の例をとつて私の見方を述べまして、それによつて御当局がどう考へておるか、はつきりいたしたいと思ひます。基金から無制限に外貨を買い入れ得る限度というものは、基金の保有するその国通貨の額が、その国割当額の七五%に達するまでと解釈されるのであります。日本の場合には割当額二億五千万ドルの七五%、すなわち一億八千七百五十万ドルを出資、国債で出資いたしますから、出資と同時にこの限度に達することになります。加盟と同時に無制限に外貨を買い入れることはできないことになるのではなからうかと、私は説くのであります。わかりにくいのでありますから、なかなか説くにいく。読んで参りますと、そういうことになる。従つて外貨を買い入れ得る限度というものは、一年間に割当額の二五%、すなわち六千二百五十万ドルずつであつて、最高額、すなわち割当額の二倍、二〇〇%、五億ドルまでが買い入れることができることになつております。加盟と同時に四億一億八千七百五十万ドルを払い込んでから、五億ドルからこの金額を差引かなければならないことになる。従つて残額三億一千二百五十万ドルまで買い入れられるが、割当額の二〇〇%の限度に達してしまふ。こういうことになつてしまふのであります。これを要約いたしますと、外貨を買い入れる限度は一年間に六千二百五十万ドルずつとして、五箇年間で三億一千二百五十万ドルに達するから、その後は割当額が増加されない限り、買い入れがなくなるのであります。しかも五年間に買い入れができる金額は、三億一千二百五十万ドルにすぎないのであります。現在のうちに保有外貨が十億ドルにも達しております。二十六年度の受取り超過が五億六千六百万ドルにも達しております。この状況をどう考へておるか、必ずしも長く続くものであるとは考へられませんか。安本の見通しによりますと、二十七年は受取り超過はわずかに二千万ドルであり、しかもドルだけについてみますと、一億ドル近

い支払い超過になるであらうという推定を、発表いたしました。このような始末であります。このような支払い超過を適宜埋め合せて行くところに、基金加盟の妙味があるわけでありまして、わずかに一年間に六千二百五十万ドル、最高三億一千二百五十万ドルでもつて、加盟の妙味と申しますか、意義といふものが大したものでなからうといふ言葉にかわるかもしれません。なおこの基金に加盟することによつて、銀行に加盟することができる。これによりまして外貨を買い入れることの限度が、ただいま申し上げましたように、大した妙味がないと考へられても、銀行の方面において何らか得るところがあれば、これは幸いだと思ふのであります。従つて銀行から借入れができるという利点が、どのようにこれによつて与えられるか。これももちろん銀行の資金状況で、大きな期待が持てないではないかという考へ方もあるものであります。銀行からの借入れは大体どの程度期待せられておるか。そうして外貨を直接買入れたします限度はどうか。この銀行からの借入れによりまして一段と為替基金の安定、その他通貨基金並びに開発銀行に期待いたしております利益を、日本が享受できるかどうか。この点をひとつ御説明願ひたいのであります。われ／＼といまして銀行から借入れできます限度とか、方法とか、どの程度期待できるか。こういう問題であります。

「委員長退席、佐久間委員長代理着席」
○石田政府委員　まず第一にこの基金協定におけるところの、基金から外貨を買い入れ得るところの限度の問題につき

まして、今宮崎先生から御意見がございましたが、これは御解釈の通りだと思ひます。この規定がややこしいものですから、もつとわかりやすく説明いたしますと、きゆうくつに相ならうと思ひます。割当額が二億五千万ドルあります場合に、日本政府はその二五%であるところの六千二百五十万ドルを出資いたします。その出資いたしました分は、もし国際収支が悪くて、国際通貨基金の承認が得られるならば、出資した年においてそれだけのものを買い戻すことができます。これが第一点であらうと思ふのであります。それから毎年々々遺憾ながら逆調が続いたという場合において、買い入れ得るところの限度というものは、毎年毎年六千二百五十万ドル以上を越えることはできないといふことに相なります。しかしこれは長年続けて行けるものではないのであつて、四年間にしかたないものであります。従ひましてその金額を合計いたしますならば、二億五千万ドルといふことに相なります。すなわち割当額といふものがきまりました場合に、初め二五%を出資したならば、それはその年のうちに場合によつて買い戻すことができます。それから爾後四年間に割当額と同じだけの金額を買い入れることができます。こういう規定でございます。

第二点といたしましては、二億五千万ドル、しかも実際統計をいたしまして、日本が買い入れ得ることによつて得をするものは、出資額を除いたこと、えは、割当額だけしかないのであります。なり、そうして割当額が二億五千万ドルであれば、日本の国際収支の規模といふものは、昨今二十億ドルを越え

るという状況であるから、それに比べて非常に少ない。それにたよることは大した期待ができないのではないか。こういう御意見であつたと思うのであります。この点につきましては、これは国際通貨基金に加盟いたしましたら、すぐみんな買入れるということにすれば、ある意味から申しますと借金という形になるのであります。そういうことをするのが妥当であるかどうか。これは国際通貨基金に入る国が、みんな出資すると同時に買入れてしまふということであれば、これは立ち行くはずではないではないか、こういうことを、極端論を申せば言えるのであります。ただ国際通貨基金におきましては、やむを得ないところの不時の国際収支の赤字を補填するというところに重点があるのであります。今日から申しますれば、ただいまの状況では何も買入れる必要がないということも言えるかと思ひます。しかし来年、再来年どうなるかというところは、神様でなければわからない問題でありまして、そういうふうにいよいよ悪くなつた場合に、急に入るとかなんとかいつても間に合わないのではありません。極端論を申しましたら、保険に入つたようなものだということも言えるかと思ひるのであります。そんな気持ちで行かなければ国際経済というものはうまく行かないと、私たちは考へておる次第でございます。なお一番重点を置いて答へしつる言われまふところの、国際復興開発銀行との関係でございます。これは何といふか割当額とか、あるいは金の払込みといふものと、それから借入額といふものと、こういうものの関係は、

う計画が向うにのみ込まれて、どのくらい金の借りられるかということも数字的に申し上げることは、これは先ほどおしかりをこうむりました出資額の問題以上の問題に、相なるのではないかと思ひます。従つてそういう個々のプロジェクトを考えまして、どのくらいの金額をこしらへるあるいは今後期待しておるかということにつきましまして、いささか何であります、明確にお答えできないことを、御了承願ひたいと思ひ次第であります。

○佐久間委員長代理 お諮りします。接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案を追加議題にいたしたいと存じます。——中野四郎君。

○中野(四)委員 きようはさだかな資料をそろえておりませんから、詳しくお聞きするところは私のはうができないんですが、これは御承知のように九十議會から第四国会に就いて、この問題は重大な連関のある問題なんです。特に共產党の徳田君と私と社会党の加藤君、当時自由党の世耕弘一君は、これに對しては深い關係を持つてゐるものなんです。従つて私の方になお当時接収をする過程にあつた、将来接収後においての處理に關しての資料は相當あるんです。しかしながら山ほどあつて當時トラックに何合といふほど持つて来たもので、ただちに整理することは難儀であります。一、二点今後の質問の資料に伺つておきたい点があるのです。それはこの提案の理由説明を拜見いたしますと、旧所有者に對して返還その他の措置を講ずる必要があるから、こういう措置をとりたいといふ説明であります。が、事実返還をするには現品

をもつて返還する意思があるのか、あるいは何らか代償をもつてこれを返還するのか、まずこの点を聞いておきたい。

○石田政府委員 これは返還その他の措置といふことに關連いたしまして返還するの、それともほかの形をするのかといふ御質問と思ひますが、この点につきましては、この法案自体でいたしましては、それらの点についてどうするんだといふことを明確にきめて、そして御審議願ひといふ段階にはまだ来ておりません。まず第一段階として報告をとりましていろいろの実態を確かめた上で、また措置に關する法案を提出するようにいたしたい、こういうふうと思つておるわけでございまして、それからそういう報告を聴取いたしました結果、どういふ事実が現われて来るかといふことは、私たちはまだはつきり申し上げることができないのであります。その点をかりにおくといひまして、そういう事実問題その他につきまして問題がなくて、大體正當の状態であるならば、返すことが正當であらうといふような事態が出たといひます。その場合において必ず返すかどうかといふ問題も起つて来ると思ひますが、こういう場合におきまして二つ問題があらうと思ふのであります。一つは金のようなものにつきましては、これは國家といたしましてはなるべく金といふものは保持してたい、こういう気持ちであるといひます。ならば、そういう場合にはその處理をいたしますときの大體の時価によりまして代償を払ふ、こういうような問題が起つて来るものと思ひます。それから銀の問題に對しまして、銀はこ

ういふうなものにとられたといひました場合に、その量といふかきわめて微量であるといふような場合がありまふ。そういう場合に實際残つてゐるところのものといひましては、銀の大きなかたまりになつてゐる。こういう場合に一々それを切つて返すかといふような問題が起つたときには、あるいは技術的にはそういうふうになく切つて、その時価において代償を返すと申しますか、そういうふうなことも考えられるのではないだろうか、今のところ常軌的に考へてゐる次第であります。ただそれでは現実にどういふふうにするかといふ問題につきましては、そのときの状況に従ひましてあらためてそれについて御審議を願ひたい、かように存する次第であります。

○中野(四)委員 どうもよくわからぬのですが、その處理することをまだはつきりしてゐないのです。ただ出させるといふ過程がわからない。なぜわからぬといへば當時の私の記憶によれば、一定の司令部から基準が出てゐるはずなのです。その接収貴金属に對してはダイヤモンドもそのなのです。それがここにまだはつきりしたものを持つておりませんから、それを基礎に言へないのですが、私の記憶に間違ひがなければ、生ゴムとかあるいは金、白金、銀あるいはダイヤモンド、他にいろいろのものが載つておりますが、そういうものの不法所持者に対して接収をした過程が多い。正當なる所持者に対しては、接収といふよりむしろ話し合ひの上で供出せしめたものがある。それはきわめて少量なものである。たとへていへば所籍不明のものが相當多

いだらうと思う。今のお話のように、罰則をつくらせてこれをばけ出さうという法律をつくりましても、事実上において盗んだものですから、あの終戦のどさくさまぎれにごまかしたものが多し。私らが七つ、八つ直接に關係した例をあげてもいい。板橋における銀線の摘発など、はたして何トンあつたか本人が知らないだらうと思う。それは進駐軍の責任者がそのトン数をかいつて持つて行つたかというところではない。當時は大体あつたに三十三トン、あるいは約五十トンくらいのものであるだらうという投書がありまして、密告によつてわれわれはそれを捜査して摘発をしたのです。ところが議會で摘発しても、これは何トンあつたかという受取つたという証明を進駐軍で一切出さない。どん／＼トラツクに運んで持つて行つてしまふ。そうすると、かりにこれを持つておつただらうと思ふ人間は、わからぬから新たに申告の場合におよそ四十トン、五十トンというように書くだらうと思ふ。當時本人の申告によればこれは銀でないのだ、銀の合金であつて銀でない。しかしながら進駐軍で検査の結果九六％だけの銀がある。現に国会の金庫にこれの一貫匁、二貫匁のほくの持つて来たものがあるはずである。そういう例がありまして所轄不明のものがあると思ふ。こゝういふのは一体どういふ処置をとるか。その処置のことをまず明確にしておいて、こゝういふ法律案を出すのがよいと思ふが、あなたの御説明を聞くと処分の問題はまだ考へていないといふ。所轄不明なものの場合はどうするのですか。

○石田政府委員 中野先生がお話にな

りましたのは、隠匿蔵物資と申しますか、不正保有物資というか、そういうふうなものであらうと思ひます。そういうものの中にもまぎれ込んでおるものがあるいはあるかもしれぬと思ひますが、その大部分というものは、終戦直後進駐軍が日本に参りまして、そして日本銀行にいたしまして、あるいは民間の会社にいたしまして、あるいは銀行の金庫に、銀、白金、ダイヤモンドを接収して持つて行つてしまつたのでありまして、そのものの処理をするところの助けにしようといふのがこの法案であります。あれはたしか経済安定本部が中心になつておつたかと思ふのでありますが、あの不正保有物資あるいは隠匿蔵物資の方の關係とは全然別でございます。あれは、そういうものを摘発いたしますと、政府はその代価を払つて取上げてしまふ、こゝういふ大體の形がとられたと思ふのでありますが、この方の問題は、今申しましたやうなぐあいに、隠匿蔵物資、不正保有物資というやうな問題が起ります前に、來ましていきなり接収してしまつた、そういう金を日本銀行へ集めておつたわけでありまして、それをどうするかといふのが主眼であります。

○中野(四)委員 それなればリストが日本銀行にあるじやありませんか。隠匿蔵物資の摘発當時のいわけの基、準の中からはずれていないもので、進駐軍が上陸當時に接収したものであれば、こんなものを一々出さなくても、ある程度日本銀行にリストがあるはずですが、それもこちらにないのですか。

○石田政府委員 これはたび／＼御説明申上げておつたところなのであります。すが、進駐軍が参りまして、そして日本銀行とか、あるいは日本銀行とか、あるいは山崎とかいふところに行きました。あるいは軍需会社に直接行きましてそれを押さへてしまつた。そういうものがこの問題であります。そのときに、日本銀行なりあるいは日本銀行が持つておるものは、ちゃんと帳簿が残つております。それから山崎とか軍需会社といふふうなところにおきましては、レシートを渡しておるのが普通だらうと思ふのです。ただしこゝういふふうなものでございましては、私の方といたしまして正式に報告を聴取いたしておりません。従ひましてこの報告によつて報告してくださるというにつけて報告してくださるというに相ならうかと思ふのであります。なお、こゝういふふうな一應接収をいたしまして後におきまして、もつと接収すべきものがあるのではないかと、このこと、特に報告を聴取することがございします。この報告に従ひまして、報告したもののついでには接収されたものがある。そういうものにつきましては報告がございしますから、その後接収が行われたらうということがわかるわけでありまして、但しこの報告につきましては、占領軍の方の話で、すでにもう接収してゐるものは出すに及ばぬといふことになつておりますから、政府といたしましてはその分については報告がないのであります。今度主として取らうと思つておりますところのものは、來たときに接収してしまつておるもので、数量報告令によりまして出したものはこゝろわすかのものであります。従ひまして大部分の民間のものにつきましては、報告未済であるといふ

○中野(四)委員 もう二点だけ聞いておきたい。これは隠匿蔵物資等の摘発の物品とは全く違ふといふことをお

つしやるならば、當時政府は買ひ上げないのですか、ただ無断接収をして持つて行つてしまつたということに、どこに行つたかわかりませんか。金、銀、白金、あるいはこのわくの中にあるものは、全部進駐軍が持つて行つたのですか。これどう処理したのでしようか。

○石田政府委員 今のお話の問題につきましては、大蔵省といたしましては、タツチいたしておりませんので、あるいは経済安定本部においてそういうふうなことがあつたかと思ふのであります。すが、この法案の關係におきましては、こゝういふ問題とは別の問題であると考えておる次第であります。

○中野(四)委員 そうするとそれは後日また安定本部の係の人に來てもらつて話を聞くことといたします。かりにこれは連合軍に資料を求めても、連合軍の資料が提出されないといふのです。そうしますと日本の内地にこのことを求めまして、もしこれが届出も出ない、そして現物が余るといふやうな場合があると思ひますが、この処理はどうするのですか。

○石田政府委員 そういう場合もありま

し、現物が足りないといふ場合もあると思ふのです。それらのところから報告を聴取して、それからその数量をまづめまして、その上でどうするかといふ態度を政府としてきめまして、その上で法案によつて御審議をお願いいたしたい、かように思つておる次第でございます。

○中野(四)委員 そうするとこれは原則として、本人の提出量がわかれれば、現物として返すことは好ましくないけれども、當時の価格に換算して政府は支払うつもりであることだけは明確ですか。

○石田政府委員 大體の常識からいまして、返還といふことが本筋ではないか。もし数量等もすつかりわかり、それがきちつと合う。しかもその報告された人の所有権は何ら疑ふ余地がないといふことになれば、先ほど述べました特別の事例を除きまして、返還するので、[返還]という文字を使つたのであります。ただそれが結果によつては、数量が合わないといふやうな問題が起つて來ると思ひますので、そこで「その他の措置」といふものを加えた次第でございます。

○佐久間委員長代理 公聴会開会申入れの件についてこの際お諮りいたします。実は昨日の本委員会におきまして、ただいま審査中の簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案、及び資金運用部資金法の一部を改正する法律案の両法案につきまして、公聴会を開くべく議長の承認を求め、同日の運営委員会におきまして、親法案である郵政委員会の簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案について、公聴会を開くべきであるとの意見が出て、この理由のもとに議長の承認は保留するといふこととございました。本委員会といたしましては、このために郵政委員会に對し、親法案である簡易生命保険及び

郵便年金の積立金の運用に関する法律案について、正式に文書をおもちして公聴会を開いてほしい旨の申入れをいたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐久間委員長代理 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。なお文書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思うのであります。

では質疑を続行いたします。宮崎靖君。

○宮崎委員 国際通貨基金、国際復興開発銀行の問題については、主要な点は相当程度明らかになりましたので、まあやむを得ないかと思うのであります。そこであとごく事務的なことであります。これは限長さんでもお係の方でもけっこうでありますから、本日はこまかい点を数点伺ひまして、一応質問を終りたいと思ひます。これは前からの続きであります。簡単なことでありますから、列挙的に申し上げます。

基金協定の第九条第二項、「基金の地位」というところでありまして、第二項には「完全な法人格を有し」と特にかかれております。第三項には「あらゆる形式の訴訟手続の免除」とありますが、これは具体的にどういふことを言つてゐるのか。第四項の強制処分免除、このこともあわせて事例的に説明していただきたい。第六項の「基金のすべての財産及び資金」、これは説明を受けなくてもいいのであります。同項のモラトリアムの免除です。実際問題としてモラトリアムの免除というものは、どういふふうに協定が実

施されるか。これらのことを列挙的にひとつづつ御説明していただきたい。

○石田政府委員 お尋ねの点につきましては、この免除及び特権ということがございまして、これは特別な規定がございまして、普通の常識から申しますと、こういう協定に入りまして、こういう規定がございまして、これと同じようなことを国内法で規定してやるといふことを、普通やつておるのが多いわけでございます。ところが今この条文を讀んでみますと、わかりきつたこととて、てんでわからない問題と二つあるわけでございまして。その点を申し上げますと、国際通貨基金というのは法人でありまして、これはいろいろ買ひ入れとか取引をいたします場合に、法律関係がどうなるのだ、一体これは組合なのか何かというふうな問題も起つて参りますので、そこでこれは特別の法人である。出資者の組合みたいなものではなくて、法人なんだということをはつきりさせるという意味であらうかと思ひます。

それから訴訟手続の免除と申します。これは何と申しますか、通貨基金が何かある行為をやつて、これについて訴訟でもつて訴追されるとかなんとかいふふうなことをやられては、運営上困るという意味で規定されたのであらうと思ひます。但しそうかと申しまして、国際通貨基金はかつてなことをしていいのだという誤解を起してはいけないので、それで但書がついておるのだと思ひます。第四項の規定の意味というものは、われ／＼にもわかりません。基金当局に聞きまして、どうもあまり明快なる判断を受けておりません。それから五項の点につきましては、

国際通貨基金の取引なり、あるいは文書等については、相当機密を要することがあると思ひます。これは一例でありまして、そんなことがあつたかどうかわかりませんが、その場合が想定いたしますと、たとえばこの前ボンドの切下げがございまして、この前ボリス当局との間に相当往復があつたうと思ひますが、電信あるいは文書等におきまして、經由国においてそれが不可侵でなかつた場合には、困つた事態が起るであらうというのを想定しておられます。

それからモラトリアムでございまして、一般的にあるのがモラトリアムをいたした場合には、通貨基金がそのところへ資産を持つておる。この資産というものが預金の形になつておつたが、引出せないというのでは支障が起るであらう、こういう意味でやつてあるのだと思ひます。

そこでこういう規定がございまして、日本府としてはどうするかという問題でございまして、これは個々特定の具体的な場合が起つて来て、国内立法措置を必要とする場合において、初めて法案を出すということがむしろいいのではないかと。何かわけのわかたうなわからぬような包括的な法案を国内立法措置としてやることはどうか。従ひまして国際通貨基金の方から特別な要求がございました場合は、またそのときに考えなければなりません。が、さしたつては個々必要が起りました場合にやる。たとえばこういうことはないと思ひますが、かりにモラ

トリアムをするときに、この規定があるから、それは除外するという立法をするときに、附則をつけなければならないかと思ひますが、一般的な立法をするときはできれば避けたい、かような氣持で現在おるわけでございます。

○宮崎委員 一体この協定は原文が原文であるのであります。日本語で表示した場合はおそろくわかりにくいこととありまして、将来において十分なる実施効果があるものと期待しまして、御説明を承つておきます。

それでは次はやはり第十一條であります。「非加盟国との関係」というところでありまして、この条項として連想して参りました問題は、加盟国であつて日本との平和条約が未締結の国、平和条約によりまして加盟国というものと日本との関係、それで日本との平和条約が締結されておらない、正常な外交関係に入つていない国と日本との関係は、国際通貨基金に加入した上はどういふ関係になるか。

○石田政府委員 これは今平和条約と申しますか、そういうことによりまして正常な外交関係が復活した国としない国とございまして、しかしながら現実問題といたしましては、外交関係を復活してない国につきましても、いろいろ通貨上の取引は現にいたしておるわけでございまして。従ひまして平和条約云々という問題と、非加盟国、加盟国というものはこれは概念を一致に考へておるわけでございます。もう一点補足いたしますならば、日本が形式的に平和条約を締結した、あるいは戦後状態の打切りになつた国とそう

でない国とは、これはそれによつて必ずしも通貨的な取引は一致いたしておりませんというところを、ひつ考へなければならぬと思ひます。従ひまして日本が国際取引をいたしておる、通貨関係の取引をいたしておる国といふものを一体として考へまして、そうしてその国において加盟国と非加盟国といふものがわかれるわけでありまして。その場合におきまして加盟国は国際通貨基金に加入いたしますならば、国際通貨基金の一定の条章に違反しないように、当然日本側としては心がけなければならぬ。また相手方も加盟国である以上はさうでございます。そこで大体問題はない。ところが問題があるのは相手方が非加盟国であつて、国際通貨基金の規定を受けないという場合におきましては、相手方がこれは加盟しておらないから、相互の関係でなくして、一方的な関係である場合にはどうするかということになります。それ、そういう場合にもやはり加盟国は、国際通貨基金協定の趣旨に従つて行動しなければならぬというものが、この規定の趣旨である、かように解しております。

○宮崎委員 そう解釈するほかないであります。これらいろいろ／＼むづかしい問題です。少し飛びまして、今の問題と第十四條の「過渡期」の第二項の「為替制限」というところでありまして、「また、事情の許す限りすみやかに、国際支払及び為替安定の維持を容易にするような通商上及び金融上の取極を他の加盟国と締結するため、すべての可能な措置をとらなければならぬ。」通商、金融協定等が期限が参りまして延ばしたものの暫定措

置がある。これを全部結んで行かなければならない。今のような形で行きますと、通商航海条約というものは、古い占領下のものをはずして考えますと、ほとんど成立しておらない。それで、こういう可能な措置をとらなければならぬ。これは外務省に聞くのがほんとうでありまして、一体全般的に通貨基金に入つて、国際支払い及び為替安定の維持を容易にするという趣旨に合うための日本の措置が、そこまで進んでいるかどうかという問題をあわせ考えまして、私は非加盟国というような問題も取上げて考えてみたのであります。これはお答えをいただくまでもありませんので、この程度にいたしておきます。

簡単なことでありますが、どうしても解釈して私の頭では読めない文があります。第十二条の「組織及び運営」の第三項の「理事会」、その理事会のC項であります。理事の第二回定期選挙の時以後に、前記の(b)に基いて理事を任命する資格がある加盟国のうちに、加盟国通貨の基金保有額の過去二年間における平均額が割当額未満に減少しており、且つ、その減少の絶対額が共通尺第としての金で表示したものが最大であった二加盟国を含むときは、場合により、その加盟国の一又は二は、理事を任命する資格を有する。このCの問題の説明をしていただきたいと思います。

○石田政府委員 なか／＼規定がややこしゅうございまして、私たちがそれを読みまして、事直に申して頭が痛くなる次第でございますが、大体この理事会の構成につきましては、初めから、俗な言葉で言いますと特定されたチャンピオンと、そうでなくして選挙されたチャンピオンとある。こういう大体の観念であらうと思ふのであります。その第一は、この五人の者は最大の割当額を有する五つの加盟国から任命する、それ以外のものは適当な方法によつて選出する、大体こういう観念になつておるわけでございます。そこで今お話を点につきましては、そういう一番初めの点におきましては、なるほど五大国とかなんとかいつて、特定チャンピオンでありましたところのものが、その後調べてみますると、どうも適格性を欠いておる。加盟国の通貨の、何と申しますか、割当の通貨保有額が割当額未満に減少してある。ということ、その国の通貨がよ

く充れたということであり、かつその減少した絶対額というものは、要するにその国の通貨が非常によく充れたということでありまして、そういう金の大きいところの国を選んでみる。それとさつき申しました選出されたチャンピオンを比べてみますと、かえつてそのあとの方がチャンピオンたる資格があるではないかというやうな場合におきましては、あとの方のやつを常任特定チャンピオンというやうなものに加へようか、こういう規定であるかと一応解釈いたしてはいる次第であります。

○宮崎委員 「その減少の絶対額を共通尺度としての金で表示したもの」の共通の尺度というのはいかゞの意味になりますか。度量衡みたいな規定でありますか……。

○石田政府委員 通貨基金は、御承知の通りに各国の通貨を金で表示すると

いうことが書いてあるわけでございます。すなわち金で共通尺度である。自分の国の通貨が非常によく売れまして、売れ残った場合に、その通貨というものの金平価はどうだということを言つておるわけでございます。従いましてその通貨を要するに金平価によりまして金としたり、幾らになるかということを出してみようわけでございます。その金の分が一番大きいところの国、こういう意味だと思ひます。

○宮崎委員 そのくらゐにしておきます。その次はやはり同じ項の第五項「投票」というところでありまして、(a)各加盟国は、二百五十票の外、この二百五十票の根拠がこの協定をすつと見ましても、不幸にして私は見当らぬのであります。二百五十票の根拠は一体どこから出ておるのか。

○石田政府委員 この国際通貨基金協定を讀みまして、非常にこれがわかりにくいというところは、非常に多数の国が集まつておりまして、それ／＼の国の利害調整をいたしまして、妥協の結果できたものだという点が非常に強いのであります。その意味におきましてわかりにくいと思ふのであります。このところの場合も、要するに何と申しますか、割当額の多い国、それから少い国、それ／＼利害が異なるわけでありまして、割当額の少い国から言へば、割当額のかんにかかわらず、みな平等の表決権を持ちたいという主張が片方にある。割当額の多い国からいへば、割当額の比率に依つてきめよう、こういう議論がございまして、その結果いろいろ議論して二百五十票というものが出来たのであつて、これは何を

基準にして出て来たかというのではありません。今申しました大きな背景のもとにおきまして一応きまつたものの、妥協的にこれが出来た、かように私たちは解釈しております。

○宮崎委員 過去におきまして理事会または総務会の定めによつて妥協的に出て来た、こういうことになりましたか。

それからその次は、こまかい問題はやめまして、十九条であります。これは割当額の問題ですが、(i)の「經常取引のための支払」とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むものとし、且つ、これらに限られな

「佐久間委員長代理退席、委員長着席」
これらの国々におきまして、すでに加盟している国は、この基金が参りましたときに、それ／＼国際通貨基金の了承を得ることと存するのであります。日本につきましては、為替管理をやつておることは御承知の通りでございます。今度その加入を認めるということ、為替管理をやつておるといふことを前提として認める、かように解釈いたしておるわけであり

次は為替管理というものを非常に困つたものだといふうちに、国際通貨基金は考へておりますが、しかし昔と違ひまして、国際通貨基金の一つの特色と申しますか、そういう点等につきましては、經常取引というものと、それから資本取引というものをわけまして、經常取引を阻害することは国際取引上好ましくない。しかしながら資本取引というものは、これは国際交流の秩序を維持する上において困つた問題が起り得るのである。こういう認識が根本にあると思ふのでござい

これは一九三〇年来におきまして、御承知の通りに資本が非常に移動いたしまつた短期資金の移動等によりまして、非

常に苦しい経験を経験を各々がなめましたことは御承知の通りでありまして、従いまして資本取引についてこれを制限するということは、平常状態においても考えなければならぬことではないか、こういう考え方があつたわけでございまして、ところで経常取引は円滑にやりなさい、資本取引については適当な調整を加えないといふことであります。が、そこで経常取引とは何ぞや、資本取引とは何ぞやといふことが、これが非常にむずかしい問題になるかと思ひます。この経常取引と資本取引の概念といふものをわけるとは非常にむずかしいことと思ひます。従いましてここにありますものでも、それは次のものを含むものとし、かつこれに限られないといふことで例示いたしただけであつて、きわどいところはわからないう、こういうことになつておるわけでありまして。

しかしこれと外資法との関係はどうであらうかといふ問題でございまして、外資法がかりに何と申しますか、利子の送金とかなんといふものを制限いたしております。これは為替管理の一環であると考え方がむしろ適当であらうと思ひます。日本では法律をわけておりますが、向うから申しますならば、あるいは一般的に申しますならば、これは為替管理の一環様である。従いまして日本の国がそういうことが必要であるならば、そういう点から制限を加えることは、先ほど申しました点から、国際通貨基金は私は異存はないと思ひます。ただ現在の外資法によつてやつておられますところのものが、どこまでが資本取引であつて、どこまでが経常取引なんだ、この概

念的に区別するといふ問題に相なりまして、これはなかなかむずかしい問題であらうかと思ひます。ここに貸付なんかについても書いてございまして、それでは証券投資はどうなんだといふふうなことになる。と、何ら規定がないわけではございまして、常識的に申しますならば、日本に金を持ち込んで証券を買う。これは資本取引である。証券を売つて金を向うに持つて行つてしまふ。これは資本取引である。こういう概念がでると思ひます。しかし外資法の場合におきまして、年賦払いで三年すえ置き、五年目から二〇％送られるといふことは、一体貸付の年賦払いに相当いたしまして、それは言葉が違ひますが、いわゆる「これらに限られない。」といふのに入るか入らないかといふことになりまして、これはちよつと私も明答いたしかねるのでございまして。

○官報委員 解釈としては、そのくらいに考へておくよりしかたがないかと思ひます。あと銀行の方で一点伺ひまして、質問を終わりたいと思ひます。まだ調べればあるでしょうが、時間の関係で大体にしておきますが、復興開発銀行協定の第二条の九項の場合を見ますと、これは(a)項と(b)項とが平価の引下げ、引上げと対照的になつておりますが、(a)項の字句をこれで見ても参りますと、正式の平価の変更がない場合におきまして、その加盟国の通貨の実勢に依じた措置をとるといふような意味が、強く浮んで来るのであります。そういう措置を(a)項においてとるといふに解釈すべきでありましょうか。そういうことはしない、ただ漠然と平

価が変更された場合のみやる、この解釈されますか。この点を付きりしたものであります。その通貨の実勢に依じての措置をとるのだといふふうな、(a)項が読めてかなわないのですが、その点を付きりしていただきたい。

○石田政府委員 この(a)項につきましては、「又は」と書いてありまして、「又は」の上と下があるわけでありまして、上の点は疑点のない問題だらうと思ひます。しかも払い込まなければならぬといふことでありますから、これは補填せざるを得ない。しかし後の方の問題になりますと、通貨価値が下落しているのですが、どの程度下落しているかといふことは、およそ粉飾のものとあらうと思ひます。実際問題としても、これは規定はありますけれども、実行問題としてはなかなかむずかしい、またこういうことをやつておる国はあまりないのではないかと、そういうふうな解釈いたしております。

○官報委員 そういふことをやつた実例はないと言われれば、それまででありますけれども、いわゆるポンドの実勢の低調の場合、あるいは金フランの切下げが伝わる場合、しかもフランスのごときは民間の保有高が多いから、金の買上げをやりますれば、ただちにインフレーションになる。あるいは通貨価値の変動が起つて来るかもしれない。そういうときにおきまして、実勢といふものを把握する基金の措置といふものは、将来日本が東南アジア地域を基礎といたします開発等を、日米経済協力のもとでやります場合には、ただちにいわゆる円貨の実勢といふことが問題にされることになる。そういう場合におきまして、この解釈が実は

私にはよくわからないのであります。これは加入後のことであります。いづれ日本も理事国となるのであります。ようから、それを通じましてこういう問題をひとつはつきりいたしまして、そうして国内法として規定すべきものがありまして、すみやかに立法されるように私は希望いたしておきます。

なおこれらにつきましては教を申し上げればまた数十点疑問の点があります。しかしきょうは大きな目標につきまして相当程度の了解点に達しました。あと保留されておるものは、大蔵大臣からの一つの釈明の言葉だけであります。これはこの法律案を通過させることにただちに関係のないことでありますから、別の機会におきまして大蔵大臣から当時の事情を話していただければ、それで了解できる問題で、法案とは直接関係がない。ただあくまで二百億円の予算に納めましてできた措置であります。だから追加予算はいらない、補正予算はいらないのだという解釈を、私は一応認めたいと思ひます。その他債務負担行為につきましても、あるいは財政法第五条との関係等につきましても、本日の総括的な質問におきまして、明らかにしたものと私は認めた。そういう意味で、この法案に對します私の限りの質問は、これで終りたいと思ひわけでありまして。

○佐藤委員長 次会は明二十九日午前十時から開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会